

道の駅八王子滝山の管理・運営に関する基本協定書

八王子市（以下「甲」という。）と株式会社ウェイザ（以下「乙」という。）とは、次のとおり、道の駅八王子滝山（以下「本施設」という。）の管理について八王子市道の駅条例施行規則（平成18年八王子市規則第57号。以下「規則」という。）第12条の規定により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び八王子市道の駅条例（平成18年八王子市条例第33号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき指定管理者として指定された乙と甲が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性の理念の尊重）

第2条 乙は、本施設の設置目的に基づき公の施設としての公共性、公平性を尊重し本施設の管理運営を行うものとする。

（管理責任者）

第3条 乙は、あらかじめ本施設の管理責任者を選任し、甲に届け出なければならない。
2 乙は、管理責任者を変更する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（管理物件）

第4条 本施設の管理・運營業務（以下「本業務」という。）の対象となる物件（以下「管理物件」という。）の内容は、次のとおりとする。

番号	名称	所在地	面積等	備考
1	道の駅八王子滝山	八王子市滝山町一丁目 592番地2	鉄筋コンクリート造 1322.40㎡ 敷地面積 7465.00㎡	
2	第二駐車場	八王子市滝山町一丁目 610番地1外	2939.15㎡	別図2
3	都道道路区域法面	八王子市滝山町一丁目 624番地2外地先	426.50㎡	別図1
4	谷地川遊歩道	八王子市滝山町一丁目 610番地3外地先	773.12㎡	別図1
5	道の駅案内標識	八王子市梅坪町155番地 先外27箇所		別表1

6	日向橋	八王子市滝山町一丁目 610番地先	長さ 18.0m 幅員 2.0m	別図2
7	倉庫	八王子市滝山町一丁目 592番地2	軽量鉄骨造2階建て 80.00㎡	

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(協定期間)

第5条 本協定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(年度協定)

第6条 本協定に定めるもののほか、各事業年度において必要な事項については、別に年度協定を締結する。

(年度事業計画書)

第7条 乙は、本業務の実施にあたっては、条例第16条の規定により甲に提出した事業計画書に基づき、次に掲げる事項について年度事業計画書を作成し、平成24年度は事業開始日に、次年度以降は事業年度開始前に甲に提出しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支計画

2 乙は、事業計画書及び年度事業計画書を変更しようとするときは甲と協議し、その承認を受けなければならない。

(法令等の遵守)

第8条 乙は、本業務の実施に当たっては、条例、規則及び関係法令の定めに従うほか、本協定、年度協定、道の駅八王子滝山指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)、道の駅八王子滝山指定管理者業務仕様書(以下「仕様書」という。)、事業計画書及び年度事業計画書並びに甲が必要に応じて指示する事項を遵守しなければならない。

2 本協定、年度協定、募集要項、仕様書、事業計画書及び年度事業計画書の規定の間に矛盾若しくは齟齬がある場合、本協定、年度協定、募集要項、仕様書、事業計画書、年度事業計画書の順に、その解釈が優先するものとする。

3 前項に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

(開場時間等)

第9条 本施設の開場時間は、規則第2条第1項ただし書の規定により、次のとおりとする。

区分	開場時間
農産物等販売施設	午前9時から午後9時まで
飲食提供施設	
地域交流施設	
自動販売機置場	午前0時から午後12時まで
公衆便所	
駐車場	

- 2 乙は、前項に規定する開場時間を変更する必要があると認めたときは、あらかじめ文書により届出をし、甲の承諾を得なければならない。
- 3 本施設の休場日は特に定めない。ただし、乙は、臨時に本施設を休場する必要があると認めたときは、あらかじめ文書により届出をし、甲の承諾を得なければならない。

(管理業務の範囲)

第10条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第20条第1項各号に掲げる業務
 - (2) 前号に付随する次に掲げる業務
 - ア 本施設の管理運営に要する物品等の購入事務業務
 - イ 本施設の運営に関する行事等の企画・実施業務
 - ウ 本施設の日常活動を記録し、報告すること
 - エ 施設、附帯設備及び物品（以下「施設等」という。）の保守及び維持管理並びに施設等の修繕に関すること。ただし、甲が加入する建物保険が適用となる修繕及び大規模な修繕を除く。
 - オ 消防法第8条に定める防火管理者の業務
 - カ 公共料金等の支払いに関すること
 - キ その他本施設の日常管理に関すること
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務については、甲及び乙が協議して定める。
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書のとおりとする。

(甲による備品等の貸与)

第11条 甲は、別表2に示す備品を無償で乙に貸与する。

- 2 甲は、前項に規定する備品のほか追加で貸与するときは、書面にて乙に通知することとする。
- 3 乙は、第26条に規定する財源によって備品（購入価格が税込単価5万円以上のものをいう。以下同じ。）を購入する場合、あらかじめ甲と協議するものとする。その備品の所有権は甲に帰属するものとし、本業務の用に供しなければならない。
- 4 乙は、前2項に規定する備品（以下「甲備品」という。）を市の財産であることを念頭に置き、台帳を整備して適正な管理に努めなければならない。
- 5 乙は、甲備品について、亡失、重大な損傷その他事故があったときは、甲へ報告をしなければならない。

- 6 甲備品が経年劣化等により修繕等を要する場合は、一件30万円（消費税及び地方消費税を除く。）未満の修繕等については、乙の費用及び責任において実施するものとする。
- 7 甲備品が経年劣化等により本業務の用に供することができなくなった場合は、甲の承諾を得て、乙の費用及び責任において廃棄するものとする。
- 8 乙は、故意又は過失により甲備品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対し、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

（乙による備品等の購入等）

- 第12条 前条に定めるもののほか、乙は自己の費用で任意に購入又は調達した備品等を本業務の用に供することができるものとする。ただし、一件30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の備品等を本業務の用に供する場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。
- 2 乙は、前項に定める備品（以下「乙備品」という。）について、購入後直ちに書面により甲へ報告し、台帳を整備して適切に管理するものとする。
 - 3 乙は、乙備品について、亡失、重大な損傷その他事故があったときは、一切の責任は乙がこれを負担し、速やかに甲へ報告をしなければならない。

（施設の維持修繕等）

- 第13条 本施設の大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、甲の財産に限り原則として甲が負担するものとする。ただし、1件あたりの金額が50万円未満の修繕については、甲の承認を受けて、乙が本施設の管理・運営業務に係る経費の範囲内で行うものとする。
- 2 乙が故意又は過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

（権利・義務の譲渡の禁止）

- 第14条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

（第三者による実施）

- 第15条 乙は、本業務を自ら行うものとし、第三者に一括して本業務を委託してはならない。ただし、次に掲げる業務については、甲の承諾を得たときは、この限りではない。
- (1) 本施設及び附帯設備の清掃業務
 - (2) 本施設及び附帯設備の保守点検業務
 - (3) 本施設の警備業務
 - (4) 管理業務を実施する上で発生する廃棄物の処理業務
 - (5) 従業員の健康管理業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、専門性を要する業務で第三者に委託して実施する

ことが適当な業務

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任において行うものとし、本業務に関して乙が実施させる第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、乙が負担するものとする。
- 3 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、八王子市内の企業、業者を優先して発注することに配慮するものとする。

(業務報告)

第16条 乙は、次に掲げる事項を記載した月次業務報告書を、毎月終了後15日以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況
- (2) 毎日の来場者数
- (3) 本施設の利用状況に関する事項
- (4) 利用料金等の収入実績
- (5) 実施した事業の内容及び参加者数
- (6) 利用者等からの苦情及び要望の内容及び対応状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

(事業報告等)

第17条 乙は、法第244条の2第7項の規定による事業報告書を、事業年度終了後90日以内に甲に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 本業務の実施状況
 - (2) 来場者数
 - (3) 本施設の利用状況に関する事項
 - (4) 利用料金等の収入、本業務に係る経費等の支出等収支状況
 - (5) 実施した事業の内容及び参加者数
 - (6) 情報公開及び個人情報保護対策の状況
- 3 乙は、甲が法第244条の2第11項の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(関係書類の保存)

第18条 乙は、本業務に関する文書等をその文書等が完結した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して原則として5年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲から特別に指示ある場合は、乙は、その指示に従って文書等の保管をしなければならない。

(帳簿類等の提出要求)

第19条 甲は、監査委員等が甲の事務を監査するために必要があると認める場合には、乙に対して帳簿書類その他の記録の提出及び当該監査への関係者の出席を求めることができる。

(要望及び苦情に対する対応)

第20条 乙は、利用者等からの要望及び苦情に対応する体制を整えなければならない。また、相談及び苦情は速やかに対応するとともに、甲に報告しなければならない。

(利用者満足度調査)

第21条 乙は、本業務のサービス水準向上を目的として、利用者の満足度を調査（以下「利用者満足度調査」という。）するものとする。

- 2 利用者満足度調査の実施方法等については、甲と乙が協議して決定する。
- 3 乙は、利用者満足度調査により把握した利用者の意見を業務改善に活かすなど誠実に対応するものとする。
- 4 乙は、利用者満足度調査終了後に、その結果及び乙の対応等を記した利用者満足度調査報告書を甲に提出するものとする。
- 5 甲は、乙から提出された利用者満足度調査報告書に基づき、仕様書又は事業計画書等の見直しについて、乙に協議を申し出ることができるものとする。

(評価・調査・指示等)

第22条 甲は、事業年度終了ごとに、乙の本業務の実施状況を確認し、評価するものとする。

- 2 甲は、前項の評価のため、又は本業務の適性を期するため、本業務及び経理の状況について随時に立ち入り調査し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な指示を与えることができる。
- 3 乙は、前項の規定による調査、報告及び資料等の提出を行わなければならない。
- 4 甲は、第1項の評価結果を文書により通知する。
- 5 乙は、前項の通知内容に疑義がある場合は、意見を述べるることができるものとする。
- 6 甲は、第1項の評価結果を公表するものとする。

(業務の改善指導)

第23条 前条による評価又は調査の結果、乙による本業務の実施が本協定等で甲が示した条件を満たしていないと認められる場合は、甲は乙に対して業務の改善を指導するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善指導を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(モニタリング)

第24条 乙は、当該施設に関して甲が実施するモニタリングにおいて、『八王子市指定管理者制度モニタリングガイドライン』に従うこととする。

- 2 甲は、モニタリングの結果を公表する。
- 3 甲は、モニタリングの結果に基づき、仕様書又は事業計画書等の見直しについて、乙に協議を申し出ることができるものとする。

(甲による指定の取消等)

第25条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項又は条例第18条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙がこの協定に違反したとき
 - (2) 乙が法第244条の2第10項の規定による甲の指示に従わなかったとき
 - (3) 乙が管理業務を継続することが不相当であると甲が認めたとき
 - (4) 乙がこの協定を履行することができないと甲が認めたとき
 - (5) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
 - (6) 乙及び乙の構成団体又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき
- 2 乙は、前項の規定により指定が取り消されたときは、速やかに施設等を甲に明け渡し、又は返還しなければならない。
 - 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害及び損失並びに増加費用が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

(本業務の実施に係る会計処理)

第26条 乙は、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務に係る固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(本業務に係る財源)

第27条 本業務に係る経費に充当する財源は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第7条2項の規定により乙が定めた利用料金
- (2) 年度協定に基づき、甲が支払う本業務に係る経費
- (3) 乙が自ら企画実施する事業収入
- (4) 規則第8条の規定により占用利用者に負担させる費用
- (5) 第42条に規定する乙が実施した災害応急活動等の協力業務に要した費用
- (6) 本業務に係る経費を保管中に生じた利子収入その他の収入

(利用料金)

第28条 乙は、条例第7条3項の規定により、本施設の占用利用者が納付する利用料金を乙の収入として収受することができる。

- 2 利用料金は、乙が、条例第7条2項に規定する利用料金の上限額の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるも

のとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

(リスク分担)

第29条 本業務に関するリスク分担は、別表3「リスク分担表」に定めるとおりとする。

2 前項に定める事項に疑義が生じ、又は前項に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を定めるものとする。

(利用料金の減免)

第30条 乙は、条例第9条の規定により、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定めるところにより、条例第4条第3号に掲げる施設にかかる利用料金を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が行政目的のために行う事業に利用するとき 免除
- (2) 甲又は乙が主催する本施設の設置目的のために行う事業（販売行為を伴わないものに限る。）に利用するとき 免除
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要があると認めるとき 減額又は免除

(指定管理料)

第31条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う協定期間中の初年度及び次年度以降の指定管理料の総額は0円とする。

各年度の指定管理料

(単位：円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
指定管理料	0	0	0	0	0

3 地震等の天変地異、テロ等、またその他の予見しがたい事象が発生し、道の駅機能が著しく損なわれた場合の指定管理料については、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

(損害賠償等)

第32条 乙は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 甲は、乙の責に帰すべき理由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

4 損害賠償額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(保険)

第33条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 建物損害保険
 - (2) 甲が所有又は管理する施設の瑕疵に起因する事故等の賠償保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。
- (1) 乙が行う本業務遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償・補償保険
 - (2) その他必要と認められる保険

(業務の引継)

第34条 乙は、第5条に定める協定期間が終了したとき、又は第24条の規定により指定を取り消されたときは、本施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継を最大限の努力をもって行うものとする。

- 2 第5条に定める協定期間が終了したとき、又は第24条の規定により指定を取り消されたときまでの第26条第1号に規定する利用料金は、当該期間後に確定したものであっても、乙の収入とする。
- 3 前項の期間内に本業務に関して発生した費用は、当該期間終了後に請求があったものについても、乙が支払うものとする。
- 4 引継方法、日時等については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(備品等の引継)

第35条 乙は、第5条に定める協定期間が終了したとき、又は第24条の規定により指定を取り消されたときは、本施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲備品を後任の指定管理者等に対して引き継がなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、乙備品を自己の費用及び責任において撤去するものとする。ただし、甲及び乙の協議により乙備品の全部又は一部を後任の指定管理者等に対して引き継ぐことができるものとする。

(施設の原状復帰等)

第36条 乙は、第5条に定める協定期間が終了したとき、又は第24条の規定により指定を取り消されたときは、自己の負担において、指定開始日を基準として管理物件を原状に復さなければならない。ただし、甲が管理物件を原状に復させることが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙は、施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(地域との連携及び協働)

第37条 乙は、本業務の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めなければならない。

- 2 乙は、本業務の実施にあたり、近隣住民に迷惑がかからないよう最大限配慮するものとし、近隣住民から苦情等があったときは速やかに対応するとともに、甲に報告し

なければならない。

(運営協議会)

- 第38条 甲は、本業務に関して審議調整するため、道の駅八王子滝山運営協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。
- 2 乙は、原則として協議会の会議に出席し、本業務の実施状況等について説明するものとする。
 - 3 乙は、本業務実施にあたり、協議会の意見、要望等を最大限尊重しなければならない。

(連絡調整会議)

- 第39条 甲及び乙は、本業務の実施に関して連絡調整するための会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置するものとする。
- 2 連絡調整会議は、原則として第16条に規定する月次業務報告書提出時に開催するものとする。
 - 3 甲又は乙は、前項に規定するもののほか、必要に応じて連絡調整会議の開催を要求することができる。

(環境対策)

- 第40条 乙は、本業務の実施にあたり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達において「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン」と同等の取組みを行い、「八王子市環境マネジメントシステム」における環境配慮行動に努めるものとする。
- 2 本協定の履行にあたってディーゼル車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）その他各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とするものとする。なお、乙は適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、甲に速やかに提示又は提出すること。

(緊急時の対応)

- 第41条 第5条に定める協定期間において、本業務の実施に関連して事件又は事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じ、甲に報告するとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報しなければならない。
- 2 事件又は事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(災害応急活動等)

- 第42条 乙は、災害時において、甲が八王子市地域防災計画に基づき行う災害応急活動等に協力するものとする。
- 2 前項に定める協力の業務（以下「協力業務」という。）内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が行う救助・救急活動の実施、協力に関する事項
- (2) 利用者の避難誘導等安全確保に関すること。
- (3) 災害時要援護者に対する支援に関すること。
- (4) 本施設に避難した住民等の援護救援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が協力要請をした事項

(要請手続)

- 第43条 甲は、乙に対し前条に定める協力を要請するときは、日時、場所及び協力内容を明記した文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。
- 2 乙は、甲から前項の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。
 - 3 乙は、災害の事態が急迫し、甲からの協力要請を待つことができないときは、協力内容に基づく応急活動等に着手し、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理について、甲の指示を受けるものとする。

(費用負担)

- 第44条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。
- 2 乙は、協力業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(防犯カメラの運用)

- 第45条 乙は、管理物件に設置されている防犯カメラの管理及び運用については、「八王子市が設置又は管理する防犯カメラの運用に関する要綱」に基づき適切に行うものとする。

(人員の確保及び労働安全)

- 第46条 乙は、本業務を実施するために必要な人員の確保に当たっては、八王子市内に居住する者を雇用するよう配慮するものとする。
- 2 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関連法令に従って、本施設において就労する労働者の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するほか、作業行動の安全を図り、労働災害の発生を防止するものとする。

(個人情報保護)

- 第47条 乙は、本協定による本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、次のとおり個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年号外法律第57号）、八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）その他の関係法規を遵守するものとする。

(1) 個人情報等の保持

乙は、本協定の履行に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

(2) 第三者への委託の禁止又は制限

乙は、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行うものとする。ただし、第15条第1項の規定により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 前項の規定に基づき、乙は、個人情報保護の規程の整備に努めなければならない。
- 3 個人情報の保護については、第5条に定める協定期間が終了し、又は第24条の規定により指定を取り消された後においても遵守するものとする。

(情報公開)

第48条 乙は、本業務を行うに当たって、前条に規定する個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開を図らなければならない。

(秘密の保持)

第49条 乙は、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。第5条に定める協定期間が終了し、又は第24条の規定により指定を取り消された後においても同様とする。

(信義誠実の原則)

第50条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等についての協議)

第51条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を所持保有する。

平成24年4月1日

甲（八王子市）

所在地 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

名称 八王子市

代表者 八王子市長 石森孝志

乙（指定管理者）

所在地 東京都八王子市小比企町3504

名称 株式会社ウェイザ

代表者 代表取締役社長 奥田楯彦

別表1 (第4条関係)

番号	設置箇所(町名・地番)	案内標識仕様	道路名称
1	梅坪町 155 番地先	片持式 F型・1.7×3.2 両面設置	(169)淵上・日野線
2	中野上町 4 丁目 27 番先	片持式 F型・1.2×2.2 杭基礎	3・4・54 市役所通り
3	平岡町 17 番先	片持式 F型・1.2×2.2 杭基礎	北大通り
4	元横山町 1 丁目 18 番先	片持式 F型・1.2×2.2 杭基礎	幹線 1 級 16 号線桑並木通り
5	小宮町 239 番地先	単柱式(路側式) 2.2×0.8	(169)淵上・日野線
6	石川町 93 番地先	単柱式(路側式) 2.2×0.8	久保山中央通り
7	谷野町 521 番地先	単柱式(路側式) 2.2×0.8	かすみ学園通り
8	丹木町 1 丁目 395 番地先	単柱式(路側式) 2.2×0.8	かすみ学園通り
9	檜原町 361 番地先	単柱式(路側式) 2.2×0.8	(主地 32)秋川街道
10	大楽寺町 409 番地先	単柱式(路側式) 2.2×0.8	(主地 46)高尾街道
11	並木町 13 番地先	単柱式(路側式) 2.2×0.8	幹線 1 級 35 号線
12	小宮町 373 番地先	既設案内標識 F 型柱添架式 1.5×0.55	(主地 59)八王子・武蔵村山線
13	滝山町 2 丁目 596 番地先	既設案内標識 F 型柱添架式 1.5×0.55	(411)滝山街道
14	檜原町 1126 番地先	既設案内標識 F 型柱添架式 1.5×0.55	(主地 32)秋川街道
15	檜原町 1496 番地先	既設案内標識 F 型柱添架式 1.5×0.55	(主地 46)高尾街道
16	打越町 634 番地先	既設案内標識裏面に設置 1.2×2.2	野猿街道・北野街道
17	大和田町 7 丁目 4-6 先	単柱式(路側式)0.9×0.9	(市)大和田北通り
18	丹木町 三丁目 90 番地先	単柱式(路側式)0.9×0.6	(都 166)瑞穂・あきる野・八王子線
19	平岡町 18-3 先	片持式 F 型 1.5×1.5 杭基礎	(市)北大通り
20	元横山町一丁目 16-4 先	単柱式(路側式)0.9×0.6	(市)北大通り
21	谷野町 242 先	片持式 F 型 1.5×1.5 杭基礎	(市)かすみ学園通り
22	丹木町一丁目 413 先	既設案内標識裏面に設置 1.5×1.5	(市)かすみ学園通り
23	大和田町 7 丁目 20 先	既設案内標識門型柱添架式 1.5×1.5	(市)幹線 1 級 16 号線
24	あきる野市小川 805 先	片持式 F 型 1.5×1.5 杭基礎	(主地 7)睦橋通り
25	あきる野市小川 46-1 先	片持式 F 型 1.5×1.5 杭基礎	(主地 7)睦橋通り
26	福生市大字熊川 360-2 先	片持式 F 型 1.5×1.5 杭基礎	(主地 29)新奥多摩街道
27	昭島市田中町二丁目 28 先	片持式 F 型 1.5×1.5 杭基礎	(主地 29)新奥多摩街道

別表2 (第11条関係)

施設	品名	数量	単位	規格
農産物等販売施設	8人用ロッカー	5	台	ライオン NO. 78-N
	両開きキャビネット (ベース付)	1	台	コクヨ BWS-SS88F1
	食器棚	1	個	コクヨ BK-W110F1
	フラワーカート	2	個	コクヨ 5810-2110
	平型陳列台	28	基	
	物産棚 (高)	4	基	
	物産棚 (低)	16	基	
	サッカー台	6	基	
	洗濯機	2	個	サンヨー ASW 800SA
	衣類乾燥機 (ユニット付)	2	個	サンヨー CD-ST60
飲食提供施設	食卓	4	卓	オリバー STT6703P SLB-20BB φ750×H700
	食卓	5	卓	オリバー STR-274WW. T SLB-01BB. 70 φ900×H695
	8人用ロッカー	7	台	ライオン NO. 78-N コード 581-35
地域交流施設	ベンチ	3	脚	ライオン NO. 308 コード 999-99
	ベンチ	2	脚	ライオン NO. 308
	ベンチ	3	台	オリバー B-883C
	テーブル	2	台	ホートク PWA10
	ラウンドベンチ	1	台	光製作所 キッズセット
	ベンチ	4	脚	ホートク RY30S (レザー)
	展示パネル	1	組	ライオン EP-37 (3枚) EP-E1 (2個) EH-01 (3組)
	食器戸棚	1	台	ライオン CK-26MS
	耐火金庫	1	個	ライオン BS-51N
	つい立	1	台	ライオン LSC-1809
	演台	1	台	ライオン NO. 4846
	大型ブロック	1	個	トッケン モルトジュニアブロック
	おむつ交換ベット	1	台	学研 9-71955

別表3 リスク分担

区分	リスクの種類	リスクの内容	甲	乙	甲乙 協議
準備段階	応募手続き	応募費用の負担に関するもの		○	
	募集要項	募集要項（関連資料を含む）の誤りによるもの	○		
	準備手続き	指定期間開始期における準備（引き継ぎ）費用の負担に関するもの		○	
事情変更	法令等の変更	管理運営にかかる法令変更			○
	税制度の変更	消費税率の変更			○
		法人税・法人市民税率の変更			○
		上記以外で管理運営に影響する税率の変更			○
	物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う費用負担に関するもの			○
		著しい物価変動が発生した場合			○
	金利変動	金利変動に伴う費用負担に関するもの		○	
	不可抗力	テロ、暴動、天災等の不可抗力による管理運営の変更・中断等に伴う費用に関するもの			○
テロ、暴動、天災等の不可抗力による施設・設備の復旧費用に関するもの（合理性が認められる範囲）		○			
業務執行	業務内容の変更	甲の指示により業務内容変更による経費の増加に関するもの	○		
		乙の帰責事由により経費の増加に関するもの		○	
	災害応急活動	甲の要請に基づき乙が協力業務に要した費用に関するもの	○		
	一部委託	乙が甲の承認を得て、業務の一部を委託した場合に生じた損害や経費の増加に伴うもの			○
	債務不履行	甲の協定内容の不履行に伴うもの	○		
		乙の協定内容の不履行に伴うもの		○	
	第三者賠償（※）	乙の帰責事由により第三者へ損害を与えた場合			○
上記以外の場合		○			

区分	リスクの種類	リスクの内容	甲	乙	甲乙 協議
財産 管理	施設瑕疵	施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○		
	施設損壊・損傷・劣化	乙の帰責事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの		○	
		上記以外の事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの	○		
	備品等の損壊・損傷・盗難	乙の帰責事由による場合		○	
		上記以外の場合	○		
	事業 終了	指定の取り消し	乙の帰責事由により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合に関するもの（乙の損害・損失及び乙の甲又は第三者への賠償も含む）		○
事業終了・引継ぎ		事業終了時の現状復帰、業務引継ぎに関するもの		○	

本表に定める事項に疑義が生じ、又は本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を定める。

(※) この場合の「第三者賠償」とは、施設の管理運営において、業務執行又は施設、備品等の不備に起因して、事故等による施設利用者の怪我等や個人情報の漏えい、騒音・振動等により第三者に対して不法行為等の損害賠償責任を負う場合のリスクのこと。